常陸太田市に建設コンサルタント業務等入札参加資格を申請する方へ

１　社会保険加入の要件化

　建設コンサルタント業務等の申請受付に際しては、申請日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

２　申請受付業種

(1)　測量業務

(2)　土木関係建設コンサルタント業務

　　（土木工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）

(3)　建築関係建設コンサルタント業務

　　（建築工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理の業務）

(4)　地質調査業務

　　（土木又は建築工事のための地質又は土質についての調査、計測、解析及び判定の業務）

(5)　補償関係コンサルタント業務

　ア　補償コンサルタント業務

　　（公共工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失の補償その他の見積り業務）

　イ　不動産鑑定評価業務

　ウ　土地家屋調査業務

　エ　計量証明業務

３　名簿の有効期間

　令和１１年３月３１日まで（有効期間の始期については、「令和９・１０年度建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き共通書類編４入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

４　名簿の公表方法等

　有資格者名簿につきましては、閲覧（常陸太田市契約管財課）及びインターネット（常陸太田市ホームページ）で公表します。

　なお、郵送による登録結果の通知は行いませんので、ご了承ください。

５　個別書類について

　個別書類はありません。

６　問い合わせ先

　常陸太田市　総務部　契約管財課　契約検査係

　　〒３１３－８６１１　茨城県常陸太田市金井町３６９０番地

　　電話　０２９４－７２－３１１１　内線３２３・３２４

　　E-mail：keikan1@city.hitachiota.lg.jp